

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第二条 前条に規定する者の報酬の額は、別表に定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第一項の規定により、二以上の選挙を同時に行う場合における選挙長等の報酬の額は、これらの選挙の選挙会の区域が同一であるときは一の選挙の選挙長等の報酬の額を超えることができない。</p> <p>4 前三項の規定にかかわらず、港区選挙管理委員会が管理する選挙の更正決定又は繰上補充に係る選挙会(以下「更正決定等選挙会」という。)を開く場合における更正決定等選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 選挙長 六千円</p> <p>二 選挙立会人 五千円</p> <p>5 前項各号の報酬の額は、更正決定等選挙会ごとの定額とする。ただし、二以上の更正決定等選挙会を同日に開く場合における選挙長</p>	<p>(前略)</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第二条 前条に規定する者の報酬の額は、別表の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公職選挙法第百十九条第一項の規定により、二以上の選挙を同時に行う場合における選挙長等の報酬は、これらの選挙の選挙会の区域が同一であるときは一の選挙の選挙長等の報酬額を超えることができない。</p>

及び選挙立会人の報酬の額は、一の更正決定等選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬の額を超えることができない。

(後略)

付 則

1| この条例は、公布の日から施行する。

2| この条例による改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例第二条第四項及び第五項の規定は、この条例の施行の日以後に開く港区選挙管理委員会が管理する選挙の更正決定又は繰上補充に係る選挙会（以下「更正決定等選挙会」という。）の選挙長及び選挙立会人の報酬の額について適用し、同日前までに開く更正決定等選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬の額については、なお従前の例による。

(後略)